

名古屋市教育委員会定例会

令和 8 年 7 月 17 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について
(議案第 6 号)
- 日程 2 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について
(議案第 7 号)
- 日程 3 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について
(議案第 8 号)
- 日程 4 名古屋市美術館条例施行規則の一部を改正する規則案について
(議案第 9 号)
- 日程 5 名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則案について
(議案第 10 号)
- 日程 6 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
(議案第 11 号)
- 日程 7 令和 9 年度使用教科用図書の採択について (採択第 1 号)
- 日程 8 審査請求の提起について (報告第 3 号)

出席者

杉 浦 弘 昌 教育長
山 本 久 美 委 員
中 谷 素 之 委 員
園 田 理 委 員
南 田 あゆみ 委 員
小 西 由樹子 委 員

教育次長始め、事務局員 21 名 ※傍聴者 0 名

(杉浦教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、教育委員の皆様が全員出席し、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の案件は、議案が 6 件、採択が 1 件、報告が 1 件となります。

はじめに、議事運営についてお諮りをいたします。

日程第 8「審査請求の提起について」は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 5 号「審査請求及び訴訟に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

会議録につきましても、日程第 8 につきましてもは非公開としたいと思います。が、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第 1、議案第 6 号「名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について」から日程第 6、議案第 11 号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」まで、以上 6 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(水谷総務課長)

「名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について」ご説明をいたします。

この改正は、民法等の一部改正等に伴いまして、2 点の規定の整備を行うものでございます。

1 点目は、民法等の一部改正に伴い、入学支援金の支給を受けることができる者の保護者等について、規定を整備するものでございます。

民法等の一部改正に伴いまして、子の父母が離婚した際に、その双方を親権者と定めることが可能となりました。義務教育段階の児童生徒の就学を援助する就学援助制度におきまして、申請者の父母が離婚後その双方を親権者と定めた場合、申請者と生計を一にしない父母の一方について所得確認対象に含めない旨の見解が国から示されたことに伴いまして、そのような者がいる時につきましては、入学支援金の支給を受けることができる保護者等から除くよう、規定を整備するものでございます。

2 点目は、保護者等の配偶者につきまして、規定を整備するものでございます。

現在、入学支援金の対象者に係る審査におきましては、申請者の親権者が、親権者でない配偶者を有する時につきましては、当該配偶者を含めて所得の判

定を行っております。そのような配偶者から委員会が別に定める者を除くことができるよう規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

続きまして、「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」ご説明をいたします。

この改正は、名古屋市奨学金条例の一部改正等に伴い、3点の規定を整備を行うものでございます。

1点目は、名古屋市奨学金条例の一部改正に伴い、奨学金の支給を受けることができる者の保護者等につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

2点目は、先程の規則改正と同様に、民法等の一部改正に伴いまして、奨学金の支給を受けることができる者の保護者等について、規定を整備するものでございます。民法等の一部改正等に伴いまして、子の父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることが可能となっております。

また、現在、奨学金の対象者に係る審査におきましては、入学支援金と同様、申請者の親権者が、親権者でない配偶者を有する時につきましては、当該配偶者を含めて所得の判定を行っております。

現行の規定を改正しないことといたしますと、申請者の父母が離婚後その双方を親権者と定めた場合につきましては、その一方又は双方に父母とは別の配偶者がいらっしゃる時に、当該配偶者を含めた全員を所得判定の対象とする必要があります。義務教育段階の児童生徒の就学を援助する就学援助制度におきまして、申請者の父母が離婚後その双方を親権者と定めた場合、申請者と生計を一にしない父母の一方について所得確認対象に含めない旨の見解が、こちらも国から示されたことに伴いまして、そのような者がいる時につきましては、奨学金の支給を受けることのできる保護者等から除くとともに、保護者等が親権を行う者一人である場合に限り、当該保護者等の配偶者を所得判定の対象とするよう規定を整備するものでございます。

3点目は、先程の名古屋市入学支援金条例施行規則と同様に、保護者等の配偶者が所得の判定の対象となる場合、そのような配偶者から委員会が別に定める者を除くよう規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、「名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。

この改正は、名古屋市博物館条例の一部改正に伴い、5点の規定を整備するものでございます。

1点目は、博物館の施設の使用料の額につきまして、条例改正前においては、条例で定める額の範囲内において規則により定めていたところ、条例改正によりまして、条例で直接定めることとされましたので、当該使用料の額に係る規定を規則から削除するものでございます。

2点目は、新たに前庭の供用の開始並びに駐車場の使用料の支払方法を変更及び回数券を廃止することから、必要な事項を定めるものであります。

3点目は、博物館の施設の使用の許可を受けた者の使用料の減免について、必要な事項を定めるものでございます。

4点目は、博物館資料の複写を依頼する場合における手数料を改定するとともに、条例改正前におきましては、条例で定める額の範囲内において規則により定めていたところ、条例改正によりまして、条例で直接定めることとされたことに伴い、手数料に係る規定を規則から削除するとともに、様式を改正するものでございます。

5点目は、蓬左文庫の展示会場へ入場しようとする場合の観覧料の減免について、必要な事項を定めるものでございます。

施行の期日につきましては、1点目は令和8年8月1日、2点目及び3点目は令和8年9月5日、4点目及び5点目につきましては令和8年10月1日としたいと存じます。

次に、「名古屋市美術館条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。

この改正は、名古屋市美術館条例の改正により、観覧料の額が改定されたことに伴いまして、市内の高齢者が定期観覧券により常設展の会場へ入場する場合の減免額の端数処理につきまして、規定を整理するものでございます。

施行期日は、条例改正の施行日に合わせまして、令和8年10月1日でございます。

次に、「名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。

この改正は、名古屋市科学館条例の改正により、観覧料の額が改定されたことに伴い、市内の高齢者が団体の構成員として入場する場合の減免額について、規定を整備するものでございます。団体の構成員とは、例えばツアー客として利用のように、集団で利用する際の利用者を指すものでございます。

施行期日は、同じく条例改正の施行日に合わせまして、令和8年10月1日でございます。

続きまして、「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

本市の中学校では、運動場、体育館及び武道場を、学校教育に支障のない範囲で地域スポーツセンターとして開放し、市民の皆様にスポーツやレクリエーションのための場としてご利用いただいております。

開放する施設は学校によって異なりますが、今回のこの改正では、上志段味中学校の武道場の供用を開始し、植田中学校の武道場の供用を廃止するものでございます。

施行期日は、令和8年9月1日でございます。

以上6件につきまして、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと存じます。

(小西委員)

一番最初のところでちょっと教えていただきたいんですけども、民法の改正で、離婚後も共同親権となって、法的な親権と経済的な負担というのは一緒じゃないので、経済的負担をしない親が多いというたぶん実情を踏まえて、生計を同一の父母の一方について、所得の確認対象にするということだと思うんですけども、ほとんどの方はこれで救われて良い決め方だなと思うんですけども、ただ一方で、これ文科省もこうやって決めているということなんですけど、文科省で、例えば離婚して別居しているけれども一部としてはその、生計を同一にしない親から、学費とかかなりの経済的援助、援助というか、経済的に支えてもらっているという事例もあると思うんですけども、そういう事例を把握する方法とかは文科省は考えられているのか、いやもうこれは自己申告なんですとなっているのか、どういうものなんでしょうか。

(荒川学事課長)

文科省の共同親権の考え方ということなんですけども、私どもの聞いているところによると、特に把握する術が今ないものですから、自己申告という形になろうかというふうに思っております。

(小西委員)

わかりました。ありがとうございます。

ほとんどそういう方はいらっしゃらないと思うんですけども、ただ公平性とか言ってくる人もいるかもなと思って。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(園田委員)

婚姻費用って要するに、別居している親から、監護している、お世話をしている親に対して、生活費を支払うというか、養育費とか、そういうのは考慮されているのかされていないのかどっちなんでしたっけ。同居していない親が、同居してる親に養育費なり、婚姻費用なりを払う、そういう事件をいろいろや

ってるんですけど、通常大体多くは男親が女親の方に養育費を払ったりとか、生活費を払ったりとかしてて、その女性の方の親の所得にはそういう養育費とか含まれてるのか含まれていないのか、どういう判断をしてるんでしたっけ。

（荒川学事課長）

女性、今、言われたお母さん側の所得は、そういったものは含めないと判断するんですけども、あくまで生計を一にしているということ、そういったことがあれば、それも含めて、生計を一にしていれば、男性側の所得も対象になってきます。そういったものも含めて判断するというかたちになります。

（園田委員）

そうであれば、別居してる場合は、含めてないんですね。

（荒川学事課長）

今は、別居した場合は含めません。

（山本委員）

かなりうちもそういう人達いるんですけど、かなりお子さん一人に対して払っているんで、すごい…。

（小西委員）

どこにも出ない。

（山本委員）

自己申告しないですね。

（小西委員）

しないですね。でも、これをもらうというのはかなり所得の低い人ということなんですよ、多分。ということなので、そんなに問題はないのかなとも。

（杉浦教育長）

その他いかがでしょうか。

（南田委員）

学校の開放の規則の改正についてなんですけど、上志段味中学校の武道場を供用開始するというのはすごくいいことだと思うのですが、供用を廃止する植田中学校、やっぱり開放していく方がいいと思うんですけど、供用廃止の理由を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

(藤井スポーツ市民局スポーツ振興課長)

植田中学校様の武道場なんですけれども、他の中学校様もそうなんですけれども、長らく地域の方といろいろな連携しながら中学校の学校開放というのはしていただいております。今回、中学校様といろいろな協議といいますか、調整をさせていただくなかで、長年地域から、地域活動ということでご貢献いただいている実態と、長年の使われ方の状況ということを踏まえまして、今後は、学校様と協議した結果、実態を踏まえて利用の仕方を、地域スポーツセンターという形ではなく、今回の見直しの方でさせていただいて、地域活動にご貢献いただいている団体さんと連携して使っていこうということを考えまして、今回の改正とさせていただいたところでございます。

(南田委員)

あまり利用が無かったということですね。

(藤井スポーツ市民局スポーツ振興課長)

はい。

(南田委員)

わかりました。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようでございますので、議案第6号「名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について」から議案第11号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」までにつきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第7、採択第1号「令和9年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

ここにおられる皆様にお願ひでございますが、本議案に関しましては、県の指導により、採択結果は8月31日まで非公開となっております。

また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますようお願いを申し上げます。

なお、この会議開催前に、本日ご参加の教育委員に、教科用図書の採択に直接の利害関係がないことを確認しております。

(杉浦教育長)

はじめに、小学校・中学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いいたします。

(畑生義務教育課長)

小学校と中学校用の教科用図書について説明させていただきます。資料1「令和9年度使用教科用図書採択基本方針」をご覧ください。

これは、4月定例会で既にお認めいただいたものになります。ただ、2、3ページにございます愛知県の採択基準につきましては、4月の時点では令和8年度のもの参考というところでご覧いただいておりますけれども、9年度のもので出されましたので、今回、資料として添付してございます。

教科用図書につきましては、法令等の規定によりまして、4年間同一のものを使用するということになってございますので、昨年度採択を行いました小学校・中学校用教科用図書につきましては、令和8年度と同一のものを採択するということになってございます。

資料2に「令和9年度使用小学校・中学校用教科用図書一覧表」の案をご用意してございます。具体の図書名についてはこちらをご確認いただければと思います。ここに記載の教科用図書につきましては、文科省から送付されました「令和9年度使用教科用図書目録」にも全ての物が掲載されていることを確認しておりますので、令和9年度の供給に支障はないということも申し添えさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

(杉浦教育長)

特段よろしゅうございますでしょうか。

(杉浦教育長)

それでは、令和9年度使用小学校・中学校用教科用図書につきましては、4月定例会で決定した採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

次に、特別支援学校、特別支援学級用の教科用図書の採択を行いますので事務局の説明をお願いいたします。

(濱田特別支援教育課長)

資料3「令和9年度特別支援学校・特別支援学級使用教科用図書（案）」をご覧ください。

初めに特別支援学校についてご説明いたします。特別支援学校におきましても、小・中学部におきましても、小学校、中学校と同様に、昨年度採択を行なった特別支援学校小学部・中学部用教科用図書は、令和8年度と同一のものを採択することになっておりまして、資料にございますように、星本を採択したいと考えております。

続きまして、1の特別支援学校④をご覧ください。高等部産業科でございすけれども、知的障害者用に編成されました一般用図書及び高等学校の教科用図書より、生徒の実態に合わせて各校で選定しておりまして、表にございますように、採択の希望が届いております。

続きまして、2の小学校及び中学校特別支援学級でございます。

特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、各校において、教科用図書の調査研究をしております。その報告を集約いたしておりまして、小学校、中学校、特別支援学校の小学部・中学部で採択された教科用図書のいずれかを使用するということで希望が出ております。

児童生徒の実態に合わせて、採択をしたいと考えております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

(杉浦教育長)

特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級用の教科用図書について、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

(中谷委員)

こちらのいわゆる星本というのですかね、知的障害を持つお子さんの教科書の整備ということは非常に大きな問題だというふうに思いますが、知的発達と言っても幅がありますし、学校教育でどれぐらい学習できるのかというのは、かなりこう、制約される場合も、お子さんや状況によってはあるかというふうに思います。つまり、こちらが想定するような学習課程に、発達障害のお子さん達の特性によってはなかなか今日は難しいとか、この学年、学年というか、このお子さんは難しいとかということがあると思うんですが、この星本の使用状況について、なかなか使いにくいという声も現場では少し聞かれるようにも思うんですけれども、そのあたりの実態、実際の教育委員会としての把握、使用状況というのはいかがでしょうか。

(濱田特別支援教育課長)

星本の使用状況でございますけれども、実際に調査をして、何回使った、何に使ったということではございませんけれども、指導主事や、それから専門家の先生方が学校訪問して、実際に授業を見ておりまして、その状況から申し上げますと、それぞれ教科用図書、星本を、いわゆる毎日ほぼ使っているかと言われますと、そこまでは使っていない肌感覚でございます。ただ、教科書に沿って、先程委員からもご指摘がありましたように、個別に実態の差が非常に大きいものですから、教科書も教材の一つでございますので、そこから個別に、この子にはこういう学習プリントが合うんじゃないかということで、さらに工夫をした教材を作成しまして、個別の指導計画に基づいて授業をしていると、そんな状況だというふうに把握しております。

(中谷委員)

そうするとその工夫のところは先生方の持ち出しというか、労力がかかる訳で、なのでこの星本の基準性の意味というのが、いわゆる健常児というか定型発達児との差が大きいと思うんですね。なので、実際に先生方に使用感というか、それを管理する側が言っても、いいところが見えると思うんです。なので、実際にユーザーである先生、あるいは保護者もちょっといろいろだと思うのであれですけど、にやっぱり意見を伺うべきじゃないでしょうか、目安箱的に。こういう特性の部分はすごくそういう標準的に学習課程を進めることが難しいということは、もう皆さん了解される訳ですから、直接先生方にそのことをお伺いして、どういうふうに星本を位置付けていくかということは必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(濱田特別支援教育課長)

ご指摘を今、頂戴いたしましたとおり、実際に授業を行う教員が、星本をどのように活用していくか、また、星本以外の教材をどのように工夫をして活用していくか、そういうことも含めて、我々としては、専門家のご意見も参考にしながら、それからご指摘をいただきましたように、先生方からもご意見を聞きながら検討していかななくてはならないと思っております。

今回、星本、教科書選定に当たりましては、各学校で研究会といいますか、この教科書で、特別支援学校知的用はこの星本しかないとはいえ、研究をしまして、今回の選定、そして採択というふうに繋がっておりますので、一定星本についてはご理解の上で、今回案の採択希望という形ではあると捉えています。

もう1点、実際市民の声として、教員の方が市民の声にご感想を入れられたものが1件だけございまして、それを少しご紹介させていただきたいと思います。星本1から5までございますけれども、やはり段階的に学習指導要領を追って作成されているので、非常に使いやすいと感じているというご意見もいただいているところでございます。参考にといいことでお伝えをさせていただきました。

(中谷委員)

そういう意味では、良い意見ということですね。鶴舞の教科書の展示のところにもちょうどたまたま鶴舞に用事があったので伺って、今もそうですけど、高校のものを拝見したりして、よく多分準備されて、作っておられるとは思いますが、でも、おそらく、この各小中高の4校の先生方の中に、星本いいねという人ばかりじゃないと思うんです。そこからやっぱり自分がアレンジして、結局これはスタンダードとしてはあるけれど、実態は随分バラバラというか多様であって、それを先生方が引き継いでいる教材を作り直したり、それをもう一回印刷して配布してみたいな形になって、すごくこう、お手間でもあるし、結局標準的にはこれでやってるねということとの乖離が大きいように、聞くところでは思うんですね。なので、お一人お一人の先生方の肯定的でない意見も含めて実態を理解しないと、うまくいってるはずだというだけでは、子どもに寄り添った支援ということにならないのかなと、ちょっと僭越ながら思ったりするんですが、そこに対して耳を傾けていくというか、声を聞いていくような働きかけというのはないんでしょうか。

(濱田特別支援教育課長)

教員お一人お一人が、今、担任をしているお子さんの、その状態像ですね、例えば保護者の方、例えば福祉事業所の方、様々なところと連携をしながら実態をつかんだ上で、指導要領に定められている授業をどのように展開していく

かということで、日々、この単位ではこの内容をこういうふうに工夫して教えていこうということで、努めていらっしゃるという、そういう認識をしております。そういう意味では、先程ご指摘がありましたように、先生方お一人お一人のご負担という形でご指摘いただきましたけれども、我々としましてはやはり、特別支援学校にいるお子さん、一クラス6人が標準でございますけれども、一人一人に合った授業をどう展開するかというのが、特別支援教育のまさに肝の部分でございますので、その部分は揺るがさずに今後も進めたいと思っています。その上で、先程ご指摘がありました、教員の方々が教科書を使う上でどのような意見といいますか、お持ちかということも、学校の方で集約はしていらっしゃると思いますけれども、一度我々としても把握するように努めさせていただきたいと思いました。

(中谷委員)

はじめ私、この役に就かせていただいたときに、星本というのがあるんだ、こういうふうになっていて、工夫があるなというふうに思ったんですけれども、学校に何うにつけ、やっぱり知的の子とか発達の特徴のある子の難しさということをやったりこう考えざるを得ないというふうに思います。

先に、ちょっとアジアの方の学校をちょっと訪問する機会がありまして、その際に特別支援の学校も見せていただいて、日本と大分違う。タイなんですけれども、違うなというところは感じて、いろいろ社会的背景も違うんで、そのあたりの包摂ということにちょっと関心があるので、小中高と伺ったりしたんですけれども、やっぱり教材というのは、なかなか足りなくて持ち出しであるというようなことをそこでも仰っていて、気になったのでこちらに帰ってきてから、ベテランのその関係の方にちょっとお伺いしたりしながら、やっぱりそういう実態は日本でも大いにあると。なかなか現在の教材を、例えば特に知的な発達の子に、じゃあこれでやりましょう、前の学年だからこれでやりましょう、前の学年はすごくいいと思うんですけど、だけではなかなかやっぱり行き届かないということがあって、それが先生方のご負担に寄り添ってるのかということがやっぱり気になるということで、なのでその先生方ご自身が星本を使いやすいですか、教材、学習指導でどんなところで苦勞されてますかということや、やっぱりこちらがこう教育行政的な責任というか、配慮として汲み上げていくべきではないかな。これがあるからいいじゃないかというよりは、そういうふうに支援の機会が、できるだけ、やっぱり特にこういう多様性が大事だということであれば、弱い立場にいる子にこそ、そういう機会を与えるために、先生方が実際に現場に触れておられるので、意見を吸い上げるような仕組みとか機会を作るべきではないかと。管理職とか専門家じゃなくて、というふうに思いました。期待というか、そういう事実も一面にはあると思うので、ぜひご考慮いただければというふうに思いました。

(杉浦教育長)

先生の声を聞くというのか、拾うというのか、そういうようなことができるかどうか一度検討してみるということでもいいですか。

(濱田特別支援教育課長)

はい。

(杉浦教育長)

そういう形で進めさせていただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

それでは、令和9年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書につきましては、各学校から採択希望が資料として出されておりますので、そのとおり採択するということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

続いて、高等学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明をお願いいたします。

(長谷川高等学校教育課長)

それでは高等学校用教科用図書について、説明させていただきます。

「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」の表紙を1枚おめくりいただければと思います。

この教科書目録に登録されております教科用図書の数ですが、表紙の裏側「はしがき」の下段の表にございますように、全教科合わせまして799種、832点となっております。今回、市立高校14校からは、総数で380種、388点の教科用図書の採択希望が挙げられております。

採択の流れにつきましては、4月の「教育委員会」で既にお認めいただいております。ここでは、教科用図書採択について具体的に行いました手順について、資料をもとにご説明いたします。

なお、令和4年度から高等学校新教育課程が始まっておりますので、9年度使用は各科目部分的な改訂の予定であることを申し添えたいと思います。

公平・公正な教科用図書採択を行うため、教科用図書の執筆・編集に携わった教員は、各学校における研究協議会に参与しないこととしております。

詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。

(堀江高等学校教育課指導主事)

青いファイルを引き続きご覧ください。こちらのファイルは、採択希望の教科用図書を決定する際に用いました資料を集めたものです。順を追って説明させていただきます。

採択希望の教科用図書を決定するにあたり、まず、教科毎に各校から代表者1名を招集し、現在出版されている教科用図書それぞれの特徴について情報を共有し、研究協議を行う「教科研究会（各校の教科代表者による）」を開催いたしました。その際に、協議用資料として使用したものが、お手元の資料1－1となります。

黄色の付箋がついたページをご覧ください。出版社より文部科学省に提出されている編修趣意書からの情報や、教科用図書採択において出された意見等を統合し、各教科用図書の特色を各教科・科目毎に教育委員会がまとめたものです。この資料を基に各校の代表が研究協議を行い、その成果を各校に持ち帰ることで、より充実した教科用図書採択へと繋げていきます。

教科研究会終了後、各学校は教科毎に十分な協議を行い、その後、学校全体で、全職員による教科用図書研究協議会を行いました。その結果を教育委員会に報告したものが、資料1－2となります。

赤色の付箋がついたページをご覧ください。このページには、菊里高校の国語科について、採択を希望する教科用図書が、使用学年、使用学科、出版社、書名、研究内容の順に記されております。研究内容の欄には、各校において検討を行った際にその教科用図書を採択希望とするに至った理由とも言える、特色が記されています。

次に、表の右側にあります「新」「継」「連」の別について説明させていただきます。

上から2段目の「言語文化」は、「1年新」となっておりますので、昨年度とは異なる教科用図書の採択を新たに希望していることを表しております。また、一番上の段の「現代国語」は「1年継」となっております。「1年継」とは、前年度採択した教科用図書と同じ教科用図書の採択を希望していることを表しております。上から7段目の「論理国語」は「3年連」となっております。これは、第2学年の時に購入した教科用図書を、第3学年も連続して使用することを表しております。

令和9年度には、令和7年度の教科用図書検定に合格した、主として中学年で使用する改訂版と、改訂されていない現行版の教科用図書が併存します。採択する際は、どちらの教科書を選ぶことも可能です。

今回は中学年で使用される教科用図書で「新」が増え、137種、143点の改訂版の採択希望が挙げられております。

「採択希望教科用図書」について、資料1－2の「採択希望教科用図書研究報告書」を基に学年別一覧表にし、教育委員会に提出されたものが、資料1－3「採択希望教科用図書一覧表」です。青色の付箋がついたページをご覧ください。菊里高校1年生より順に、全校全学科の「採択希望教科用図書一覧表」が綴じられております。

最後に、資料1－4に関わって、今年度は6月2日から26日に開催された教科書展示会で、「市民の声」としてご意見を25件いただきました。全てのご意見は青ファイルに記載してあります。

以上、資料1－1から資料1－4に関しまして、ご説明をさせていただきました。これらの資料をもとに、ご審議をよろしくお願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。流れが複雑なところもありますので、その辺のご確認も含めてお聞きいただければというふうに思います。

(南田委員)

始まる前に市民の声を読ませていただいて、すごくいい感想とか出てるなというふうに思いました。特に、先生を目指している方もこういう機会に読まれているんだなと思って、やっぱり配架するとか閲覧できるということはすごく重要だというふうに思いました。なので、今、たぶん一時期だけで、声の中にもずっと見られるといいなというような声も拝見したんですけども、質問なんですけれども、ずっと見られるんですけど。それとも一時期、この時期だけしか見れないんですけど。

(長谷川高等学校教育課長)

6月2日から6月26日までというのが今年度の期間でございます。

(南田委員)

前何かで見たときに、たしかやっぱり教科書は市民の方もみんなですっと見るのが重要だということを見た記憶がありまして、どこかの図書館でいいと思うので、いつでも見れるような状況になるととてもいいのではないかなと思いました。

(水谷総務課長)

いつかの教育委員会で鶴舞中央図書館が話していた話なので少し伝聞ですけども、名古屋市が採択した教科書については、書庫の中に入れてあるそうなので、南田委員が仰るように自由に見れないのですけど、これを見たいというと書庫から取ってきて、見れる機会はゼロではないと思っています。

(南田委員)

やっぱり開かれていろんな教科書が見れるということがすごくいいなと思いましたし、あと、学生自身が選んだ方がいいんじゃないかみたいな意見もあって、それも面白いなと思って。高校生ぐらいになるとやっぱり自分でも何かこう選ぶというようなこともあって、今までのプロセス、市民の声の中におそらく学生も含まれるのかもしれないですけども、今回はこのプロセスで異議ないんですけども、今後考えていくときに、もしかしたら高校生に見てもらいたいなプロセスも入ってもいいかもしれないというのは、これを見ていて思いました。意見のみです。

(小西委員)

採択についてではなくて、私の勉強のために教えていただきたいんですけども、教科書たくさんあるんだなというのを今回学ばせていただいたんですけど、もう20年30年前とかと比べると、割と教科書というのは種類が増えてきていて、この学校によって特色が出てきているのか、それからやっぱり少子化も発生しているので、出版社の選別が進んできて、割と同じような教科書になっているのかと、全体的な流れというのはどういうふうなんでしょうかというのを教えていただけますでしょうか。

(長谷川高等学校教育課長)

20年ほど前と比べてというご質問でしたけれども、私が知る限りでは、新教育課程になりましてから、情報Ⅰという科目が必修化をされたということもあります。また、令和7年度の大学入試共通テストからこの情報Ⅰが必須科目として導入されたということもございますので、教科書の種類としては増えてきているというところがございます。また、外国語ですと、従来の教科書会社に加えて、いくつか新しい教科書会社が参入しているということも聞いております。また、関連する補助教材、学校の中で使うような資料についても、選択肢が増えておりまして、生徒の実態に応じて、各学校が吟味して選んでいるというところでございます。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(中谷委員)

ちょっと違う観点から。高校の教科書採択、去年の小中と違ってというか、としては、こういう形で各校からの申し出によって、二つの研究会を通して審議し、ここでいろいろ了承するということになるかというふうに思いますし、こちらのこの報告書の方、それぞれおそらく各教科書の特徴を掴んだものになってるんだろうなというふうに思いました。

先のことなのでわからないと思うんですが、今、話題になっているデジタル教科書、もしくは実際はハイブリッドになっていくときに、どのようになっていくのか。特にその高校の学習量というのは相当なものなので、デジタルにしてさらに増えてくると。なので、どこまでが検定の対象で、おそらくこういう形で持続するのはちょっと難しいかもしれないとも思いますので、教育委員会としてどのようにお考え、担当課さんとしてはどのようにお考えかということをお教えください。

(長谷川高等学校教育課長)

デジタル教科書につきましては、文部科学省からも先日報道があったように、今後導入を進めていくというような話が聞こえてまいります。私どもといたしましては、デジタル教科書のメリット、デメリット、それから紙の教科書のメリット、デメリット。そうしたものを研究しながら、市立高校生にとって最も適切な教科書利用の形、使用の形というものを引き続き研究して、適切な形に持っていけたらいいなということを考えているところでございます。

(中谷委員)

現在は紙ベースのもののQRコード等も確認して、これをまとめていただいているということですね。それが、電子版のものができるので電子版は情報がそれ以上ということになるので、それも含めて、おそらく紙とセットになっているから、それを両方評価しないとその会社さんの教科書は評価できないということになりますよね。

もちろん子どもの実態とか学びに資するというときに当然大きくはなるんですけど、実際どうしていくのかというのが全然見えてこないもので、私が懸念するのはこれだけの学習量が増えて、大人からこれだけ学んで欲しいということがどんどん積み上がっている状態が今だと思うんですね。新カリキュラム・オーバーロードという問題がありますけれど、それがあがりながら結局、その前提は変えないと言いながら、学習量自体はもうすでに膨大であるというのは、特に高校ではそれがかなりあるので、適正な分量にやっぱり考えて行わなければならない

思うし、それは一つの市としても別にできることではないかなと思うので、できるだけ前向きに。

（杉山教育支援部長）

今、教科書検定に関しましては、小中も含めてデジタルがあって、とある調査だとやっぱりハイブリッドがほとんどだということもあるんですが、やっぱり教科書会社が今、どういうデジタル教科書を作るかということで、まず検討が入ってる段階で。今までは補助教材ということで、QRコード、二次元コードを使ってかなりの資料が入っていたというところではありますが、ただそれはあくまでも補助教材なので、教科書会社の方で、ある程度分量の方は考えながらということなんです。今回、検定の内容も、その二次元コードの先までも検定の内容にすることなんです。となってくると、やっぱりそこをどれだけの基準で情報量を載せるかというのは、やっぱり各社の教科書会社かなり悩まれてると。あまり、かなり増やしていても、そこで子どもも含めて、その教科書として適切かということもありますし、検定内容としてそこまで、やっぱり示して見ていただく必要があるのかとか、要はその辺の分量でどれぐらいコンパクトにまとめるかというところの視点で研究の方は進んでいるという状況なので、我々はやっぱり出てきたものも含めて、まずは学校現場に、どういう教科書が、デジタルも含めて適切なかというのは、全て検定を通った内容で、二次元コードの先も含めてやっぱり研究していく必要があるかなというところで、そうなってくると、かなり今まで以上に視点が増えてくるので、そういったところはちょっとこちらもしっかりと、明確な視点もプラスアルファしながら、子どもの実態あるいは先生の状況等、研究状況も含めて検討を進めていかないといけないかなということで、採択自体も、ちょっとそれに伴って、どういう形が望ましいかの観点も含めて考えていきたいというふうに思っております。

（中谷委員）

まさにそうだと思います。小中の採択のときにQRコードを一生懸命読み込んで、こういうふうに見てということをしたと思うんですよね。でも全部見ることができないので、こんな形だろうとスタートは想定してやる訳で。一方で、QRコードが入ってきたところに伺った学校の小中とかでいくと、動画があるから、某放送局の教育の動画を見て、ここはこれねと言ってももう済ませてしまうような授業というのもちろほら見えて、全然デジタル化できてないなと私なんかは思ったんですけど。導入とか支援がないとデジタルの意味がないと思いますが、結局デジタル化って便利ではあるけれど、子どもの学びに繋がってるかというのがもう全てなので、それで結局教科書会社がこれだけ華やかにある中で、結局デジタルに耐えられる会社というのは絶対絞られてしまうし、

そこを文科省も今は多分、何ていうか丁寧にやりとりしているという、おそらく状況だろうと思いますし、あんまりそういう寡占的になるのは絶対良くないし、一方で、何でも盛り込みすぎというのはやっぱり悪いくせというか、やっぱり大人の方がそうしてるのであって、学ぶのは子どもなので、子どもの目線から考えて、それが学びに適切なのかという観点から、デジタルになっても、もう情報が膨大になるので、その部分をぜひ注意していただきたいというか。紙ってそういう意味で制約があるからいいですね。これですよと言われるから、こんなに重い持てないよとか、小学校のかばんを持って皆肩痛めるとか、あんな異常なことがあっても、さすがにそれぐらいにしとこうとか、そういう物理的な制約がかかるけど、デジタルは無限なので、それは非常に注意が必要だろうと思いますので、ぜひ学習者の観点で分量を考えていただきたい。質はもうものすごい皆さん丁寧にやられるけど、分量は結局全部盛り込みすぎ、盛り込みすぎと言っちゃあれですけど、ちょっと多めになるので。とにかく、それも大学の方ももちろんそういう試験のどうするかという問題にはなる訳ですけど、総合型選抜も増えてきてる訳ですし、きちんと子どもの学びたい気持ちに合うような教科書であって欲しいということで、学習者、子ども、生徒の目線ということを考えてデジタルの評価については考えていただきたいという、そういうことです。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

様々ご意見、ご示唆をいただきました。高等学校用については、それぞれの学校の特性や生徒の実態に即したものを調査研究しておるところでございますが、資料1－3に各校の採択希望の一覧がまとめられております。この一覧にあるとおり、各校の希望に合わせて、令和9年度使用教科用図書として採択を決定してよろしいでしょうか。

(教育委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これにて、採択第1号「令和9年度使用教科用図書の採択について」を終了いたします。

なお、ここにおられる皆様に再度お願いでございます。令和9年度使用教科用図書の採択に関しましては、県の指導により、採択結果は8月31日まで非公

開となっております。採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましては、ご配慮いただきますよう、お願いを申し上げます。

日程第 8 については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午前 11 時 15 分終了